

## 第 4 2 号議案

足立区建築審査会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区建築審査会条例の一部を改正する条例  
足立区建築審査会条例（昭和 5 8 年足立区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項から第 4 項までを次のように改める。

- 2 専門調査員は、会長の命を受けて専門の事項を調査する。
- 3 専門調査員は、学識経験者又は区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。
- 4 専門調査員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の専門調査員の任期は、前任者の残任期間とする。

付 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

専門調査員の任期を定めるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。